

令和6年第4回大台町議会臨時会

提出議案概要



令和6年11月

報告第17号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（1件100万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。）について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和6年7月18日午後4時45分頃、相手方敷地内において、職員が公用車（三重800せ4696）を出庫させるため後退したところ、相手方敷地内に設置されている照明ポールに接触し損傷させたものである。

これは、後退する際の後方確認が不十分であったことが原因であるため、大台町の過失割合を10割とし、49,500円を相手方に支払うことで和解した。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大台町一般会計補正予算（第6号））

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、予算について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

【内容】

別冊「令和6年度補正予算説明資料（10月1日専決処分）」をご参照ください。

議案第68号 令和6年度大台町一般会計補正予算（第7号）

【内容】

別冊「令和6年度 補正予算説明資料（11月11日臨時会）」をご参照ください。